

子ども・子育て支援金の新設/介護保険料率の改定についてのお知らせ

(Notice regarding Establishment of Child and Child Care Support Fund and revision of Long-Term Care Insurance Rates)

デンソー健康保険組合から、加入者(役員・従業員)の皆さまへ「子ども・子育て支援金の新設」「介護保険料率の改定」についてお知らせします。

1. 子ども・子育て支援金の新設（対象：全従業員）

国が少子化対策を本格化するべく、こども未来戦略「加速化プラン*」の取り組みを実施。その財源として子ども・子育て支援金が新設されます。

* 加速化プランの施策：妊婦のための支援給付/出生後休業支援給付率の引き上げ/育児時短就業給付 等
健康保険組合は「徴収代行機関」の役割を担うこととなります。**4月分給与（5月支給分）**から徴収いたします。（夏季・冬季の賞与も同様に対象となります）

	支援金率
子ども・子育て支援金率	0.230%
従業員	0.115%
事業主	0.115%

詳細は別添のこども家庭庁からのリーフレットをご覧ください。

2. 介護保険料率の改定（対象：40～64歳の従業員）

介護保険料は健康保険組合から国へ介護納付金として納めています。

健康保険組合は「徴収代行機関」の役割を担っており、これまで国の指示通りに徴収してきましたが、国の予測と実態に継続してギャップが発生、保有財産が増加してきた実態を踏まえ、26年度より介護保険料率の引き下げを実施します。**3月分給与（4月支給分）**から新料率で徴収いたします。

	現行	改定後
介護保険料率	1.84%	1.60% (▲0.24)
従業員	0.92%	0.80% (▲0.12)
事業主	0.92%	0.80% (▲0.12)

以上



こども・子育て
世帯を応援！



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。

※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。

※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

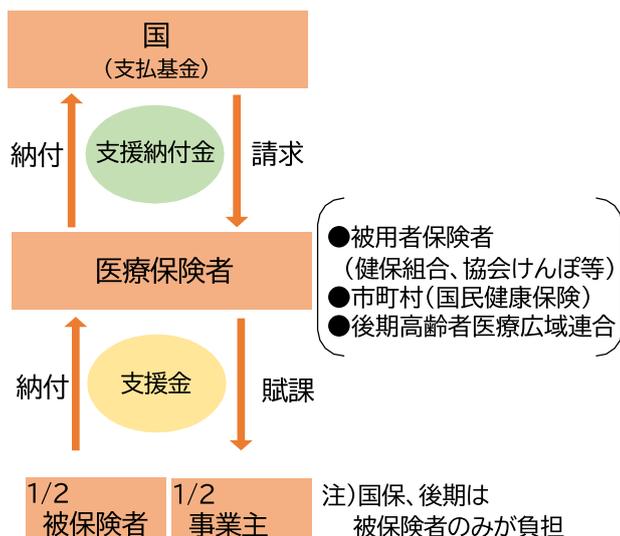
Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

支援金の徴収の流れ



Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



Q 支援金により負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



お問い合わせ窓口

こども家庭庁コールセンター 0120-303-272

(受付時間 平日9時から18時)